

# 大分県報

令和七年  
第五八三号  
二月十四日

（金曜日）

## 目次

### 告示

令和六年度臨時種畜検査に合格した種畜……………

指定予定保安林……………

林業種苗法による生産事業者の登録……………

### 告示

#### 大分県告示第六十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による令和六年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。  
令和七年二月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

種畜証明書番号	名前	品種	検査成績
令六大分県臨四第一号	白風光明 (2023子愛卵大黒4430)	黒毛和種	2級
令六大分県臨四第二号	ブイッソヤム ナマソヤラ オオイトケン 2 0339 (日豚B種 BB44-A 000611)	パークシヤー種	2級
令六大分県臨四第三号	D23-305	その他	級外
令六大分県臨四第四号	D23-403	その他	級外
令六大分県臨四第五号	D24-3	その他	級外
令六大分県臨四第六号	D24-5	その他	級外
令六大分県臨四第七号	D24-17	その他	級外

令六大分県臨四第八号	I23-499	その他	級外
令六大分県臨四第九号	W24-32	その他	級外
令六大分県臨四第十号	W24-105	その他	級外
令六大分県臨四第十一号	W24-106	その他	級外
令六大分県臨四第十二号	W24-107	その他	級外

#### 大分県告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。  
令和七年二月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 保安林予定森林の所在場所  
佐伯市弥生大字尺間字片平山七一六番、七一八番から七二〇番まで、七二二番、字尺間七二四番一、七二五番一、字井戸ノ平八一九番一、字森下八二三番一
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 次の森林については、主伐は択伐による。  
字片平山七一六番・字尺間七二四番一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）  
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 大分県告示第六十五号

大分県報（告示）

令和七年二月十四日

令和七年二月十四日

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和七年二月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 登録番号

南部第四十七号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

井下 順介

佐伯市宇目大字千束千八百四十三番地一

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成

大分県報（告示）

二